

第 29 回 議会改革推進特別委員会

令和 6 年 1 月 9 日 (火)
10 時 00 分 ~ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
三浦委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】 笹田議長

【事務局】 下間局長（書記）、大下庶務係長

議 題

- 1 政務活動費について
 - (1) 政務活動費におけるガソリン代の取扱いの検討について
 - (2) その他

- 2 議会改革の検討項目について

- 3 行政視察について

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

平成 18 年 2 月 16 日

改正 平成 19 年 3 月 20 日

平成 22 年 3 月 18 日

平成 25 年 3 月 12 日

平成 25 年 7 月 26 日

平成 28 年 11 月 25 日

平成 31 年 3 月 12 日

令和 2 年 3 月 16 日

令和 2 年 12 月 16 日

令和 3 年 7 月 7 日

令和 6 年 ●月●日

浜田市議会運営委員会決定

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 6 号)第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃しようとするときは、議会運営委員会に諮って了承を得て実施する。
- 3 収支報告書に添えて提出する領収書等証拠書類については、原則原本とし、原本の提出が困難な場合は写しをもってこれに代えることができる。
- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ることとする。なお、車賃については、自家用自動車使用簿をもって、これに代えることができる。
なお、どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき(調査研究費を支出したときなど)は、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、調査研究活動終了後は 14 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。
- 7 平成 19 年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。

- 8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了後は5日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。
- 9 議員が広聴費を使用して意見交換会等を開催したときは、意見交換会等終了後14日以内に議長に意見交換会等実施報告書を提出するものとする。
- 10 議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車で市内移動したときの車賃の額は、1キロメートルにつき23円とする。
(公務のための旅行に職員の自家用自動車を使用する場合の規定(浜田市職員等の旅費に関する条例第23条及び同条例施行規則第8条の規定)を準用)。また、この場合、政務活動にかかる自家用自動車使用簿を作成し、議会事務局で確認を受けるものとする。

附則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 20 日 一部(7 項を追加及び別表使途基準細目変更)を改正。

平成 22 年 3 月 18 日 一部(5 項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準細目変更)を改正

平成 25 年 3 月 12 日 一部(本則中政務調査費を政務活動費に変更及び 8 項を追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別表を改正)を改正

平成 25 年 7 月 26 日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費)を改正

平成 28 年 11 月 25 日 一部(5 項中調査研究活動報告書の提出期限を変更)を改正

平成 31 年 3 月 12 日 一部(3 項を領収書等証拠書類について変更及び別表資料作成費を変更)を改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費中、資料購入費の新聞購読料について変更及び備考欄を設け、宿泊料について追加)を改正

令和 2 年 12 月 16 日 一部(広聴費の意見交換会等の開催に関する事項として 9 項及び様式(細則 9)を追加、別表変更)を改正

令和 3 年 7 月 7 日 一部(様式(細則 4、細則 5-1、細則 5-2、細則 7、細則 8-1、細則 8-2、細則 9)の㊦を削除。※細則 4 は議員の㊦のみ削除)を改正

令和 6 年●月●日 一部(4 項中車賃にかかる事項を追加、10 項を追加、別表政務活動費をあてることのできる経費を変更、様式(細則 10)を追加)を改正

別表 政務活動費をあてることのできる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○調査研究に必要な資料印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○旅費(運賃等、宿泊料) ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※ 食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 ○文書通信費 ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費 ●議員の所属政党または後援会等が主催する意見交換会、後援会会員のみへ行うアンケート
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない要請・陳情活動の経費
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費

資料購入費	○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の1/3以内) ○新聞購読料(専門誌のみ該当経費の1/3以内)	●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等
その他 (上記費目すべてに該当)		●電話代(自宅、携帯) ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費
備 考	(1) 宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の2,600円を除いた額(県内は9,200円、県外は10,500円、東京都・政令指定都市は12,500円)の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。 (2) 運賃等とは、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃のことをいう。	

※詳細については、政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】を参照すること

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

証 明 金 額		円
使 途 内 容	目 的	
	内 容	
	年 月 日	年 月 日
	そ の 他	
支 払 先	住 所	
	氏 名	
<p>上記のとおり証明願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">浜田市議会議員</p> <p style="text-align: right;">_____</p>		

上記のとおり証明します。

年 月 日

_____ 印

浜田市議会議長

様

議員名

調査研究活動申請書

下記のとおり調査研究のため、(視察・研修)を(実施・受講)したいので申請します。

記

1. 視察先又は研修先

2. 目的・研修事項(市政との関連、研修名など)

3. 期間 年 月 日 : から
 年 月 日 : まで

4. 行程

5. 参加議員氏名(複数で実施又は受講する場合に記入)

浜田市議会議長 様

議員名

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため(視察・研修)を(実施・受講)したので、その結果を報告します。

記

1. 期間 年 月 日 () から
年 月 日 () まで

2. 視察・研修内容

3. 視察先又は研修先

4. 調査経費 円
(経費内訳 円、 円)

5. 調査研究活動の概要

様式(細則 8-1)

年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

要 請 ・ 陳 情 活 動 申 請 書

下記のとおり要請・陳情活動を行いますので申請します。

記

1. 要請・陳情先及び内容

2. 期 間 年 月 日 : から

年 月 日 : まで

3. 行 程

浜田市議会議長 様

議員名

意見交換会等実施報告書

下記のとおり意見交換会等を行ったので、その結果を報告します。

記

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
参 加 者	
目的・内容	
備 考	

【議会改革追加テーマ】

1. 全議員が市内小・中学校でシティズンシップ教室開催

- (1) 熊本県山鹿市議会

2. 住民と考える（今後の議会のあり方）～ なり手不足解消

- (1) 宮城県大和町
- (2) 上越市
- (3) 美咲町
 - ①議会アンバサダー制度
 - ②地域民主主義形成サイクル確立に向けた取組
 - (担い手の育成× 小学生・中学生)
 - (担い手の育成× 高校連携 大学連携)
 - (担い手の育成× 議会応援団)
 - (担い手の育成× 町民と町を語る)

3. 議会出前講座や地域に出かけての委員会開催

4. 議会サポーター制度

5. 一般質問を議会の政策資源にする仕組

- ①一般質問からの成果公表(別海町議会)
- ②一般質問から市の方針を転換した例の公表。

◆議会改革に関する検討項目について

	検討項目	内容	備考
1	政策討論会のあり方について	政策討論会規程があるものの、実際の運用との整合性も含め、上手く活用できていない状況がある。浜田市議会にふさわしい政策討論会のあり方について検討する。	【前回の検討資料】 R030309 特別委員会 資料2-1～2-3
2	多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について	令和3年7月5日に議会改革に関する検討結果（第6回）において報告した内容（下記の項目）について、具体的な検討をする。 1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上 2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実 3. 議会による主権者教育やシティズンシップ教育の推進 4. 議会におけるICTの活用と推進 → 検討項目7と同様	【前回の検討資料】 第6回議会改革に関する検討結果 ⇒3の項目：議会広報広聴委員会で実施 4の項目：令和5年9月完了
3	島根県立大学との連携について	・島根県立大学と浜田市議会との包括協定締結の検討 ・議会基本条例第14条の2 「議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く専門的知見の有効活用に努めるものとする」	
4	議会図書室の整備と市民開放について	・議会図書室の活用がなされていない現状を含め、市民への開放について検討を行う。 ◎市立図書館との連携（レファレンスサービスの活用）	
5	政務活動費について	1. 後払い（精算払い）について 2. 使途基準について	
6	議会活動を反映した取組について	各種意見交換会や採決結果を反映した議会の取組が必要	

▼ 検討が完了した項目

	議会BCPの作成について		【完了】令和4年12月策定
	委員会代表質問について		【完了】令和4年6月実施要領策定
	議員選出監査委員の廃止について		【完了】令和5年8月 第3回 議会改革に関する検討結果
	議会におけるICTの活用と推進について		【完了】令和5年9月 第4回 議会改革に関する検討結果